平成２４年（フ）第１３５号
山梨県甲府市下河原町３番１―417号
債務者　板山　泰一
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
山梨県甲府市国母８丁目15番23号　松田住宅１号
債務者　佐藤　美希
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
山梨県甲府市国母４丁目13番１号ヴェルエール甲府206
債務者　齊藤　秀樹（旧姓赤池）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
甲府市大里町4132―４、住民票上の住所甲府市湯田１丁目13番21号
債務者　窪田　照子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
長野県下伊那郡阿智村駒場139番地14
債務者　澤井　邦彦
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２６４５号
名古屋市昭和区前山町２丁目13番地、住民票上の住所名古屋市昭和区前山町２丁目７番地の１
債務者　神谷　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１７号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字源氏前８番地　ホワイトメゾン21　205号
債務者　橋本恵美子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号
三重県津市高野尾町2996番地229
債務者　堂知　真由（旧姓池山）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７号
三重県津市一身田平野362番地１、前住所三重県度会郡玉城町中楽549番地49
債務者　島田　美幸
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８号
三重県松阪市中道町317番地　ノーブルＡ棟101
債務者　大川　梨佳
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３９号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　県営住宅桜島団地Ｐ９棟103号室
債務者　岡田　純子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７号
三重県津市久居射場町72番地　西棟
債務者　中村　洋祐
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５０号
三重県津市戸木町7028番地２　オークヒルズ206、前住所三重県津市戸木町4152番地224
債務者　羽生　秀文
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５１号
三重県津市戸木町7028番地２　オークヒルズ206、前住所三重県津市戸木町4152番地224
債務者　羽生　和代
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５９号
三重県鈴鹿市上田町1011番地の２、前住所三重県津市八町３丁目９番23号
債務者　近藤　祐介
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６５号
三重県津市森町2134番地　森団地38号
債務者　上杉　栄三
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６６号
三重県津市森町2134番地　森団地38号
債務者　上杉　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　津地方裁判所破産係